

# TPP交渉に関する説明会

○日時：平成27年2月16日（月）13：30～

○場所：三田共用会議所 講堂

○議事次第：

1. TPP交渉の状況について説明
2. 意見交換

○資料：

1. TPP交渉について
2. TPP交渉で扱われている分野とそれぞれの交渉概要

平成27年2月16日

内閣官房TPP政府対策本部

# TPP交渉について

内閣官房TPP政府対策本部

## 1 交渉経緯

(平成26年)

11月8日、10日 TPP首脳会議、閣僚会議（北京）

12月7日～12日 首席交渉官会合（ワシントンDC）  
国有企業、環境、物品貿易、法的・制度的事項、原産地規則 等

(平成27年)

1月14日～16日 日米事務レベル協議（東京）  
大江首席交渉官代理、森経済外交担当大使  
カトラー米国次席通商代表代行

1月26日～2月1日 首席交渉官会合（ニューヨーク）

1月28日～2月3日 日米事務レベル協議（ワシントンDC）  
森・カトラー（28日～）  
大江・カトラー（2日～）

## 2 ニューヨーク首席交渉官会合

1月26日から2月1日まで、米国ニューヨークにおいて首席交渉官会合及び交渉官レベルの分野別作業部会が開催され、日本からは鶴岡公二首席交渉官及び分野別の交渉官が出席。

- 首席交渉官会合において、知的財産、国有企業、投資、物品貿易、法的・制度的事項、原産地規則等について議論した。
- 並行して、分野別交渉官による作業部会が開催され、事務レベルで決着し得る論点につき結論を得るため、精力的に議論が行われた。
- 今回の会合を通じ交渉は着実な進展が見られたものの、なお議論を継続すべき困難な課題が残されており、今後、これらの困難な課題について閣僚の政治判断を仰いで交渉を妥結することができるよう各国が最大限努力していく。

# TPP交渉で扱われている分野とそれぞれの交渉概要

## 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知的、財産、政府調達等)のルール作りのほか、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的協定として交渉されている。

<p>※ (1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業)</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p>(2) 原産地規則</p> <p>関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。</p>	<p>(3) 貿易円滑化</p> <p>貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。</p>	<p>(4) SPS(衛生植物検疫)</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p>(5) TBT(貿易の技術的障害)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	
<p>(6) 貿易救済(セーフガード等)</p> <p>ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。</p>	<p>※ (7) 政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>	<p>(8) 知的財産</p> <p>知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。</p>	<p>(9) 競争政策</p> <p>貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。</p>	<p>サービス</p> <p>(10) 越境サービス</p> <p>※ 国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。</p>	
<p>サービス</p> <p>※ (11) 一時的入国</p> <p>※ 貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。</p> <p>※ (12) 金融サービス</p> <p>※ 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p> <p>(13) 電気通信</p> <p>電気通信の分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>			<p>(14) 電子商取引</p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p>※ (15) 投資</p> <p>※ 内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>	<p>(16) 環境</p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>
<p>(17) 労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>	<p>(18) 制度的事項</p> <p>協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。</p>		<p>(19) 紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。</p>	<p>(20) 協力</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p>(21) 分野横断的事項</p> <p>複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。</p>

(2011年12月内閣官房資料より)

※は、ルールと市場アクセス双方に関わる分野。

投資、サービスの市場アクセスは、NCM(非適合措置:協定の義務の例外とする各国の国内措置)として議論。投資、サービスについて、一定の規制を留保するもの、つまり自由化しないものをネガティブリスト方式で書き出して、国ごとの留保表について交渉している。基本は、提出された留保表について各国が削除、修正をリクエストする形で議論が進んでいる。我が国からも各国にリクエストを出している。

## <1. 物品貿易(※)>

- 物品の貿易に関して、市場アクセスの改善に向けた関税等の取扱いについて議論するとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的な規律について議論。  
より自由で公正な貿易を行える環境を整えるため、関税等の取扱いや内国民待遇等のルールについて議論を行っている。  
物品市場アクセス交渉は、各国がオファーをし、それに対して改善リクエストを出す形で二国間協議が進められている。

## <2. 競争政策及び国有企業>

- 競争法・競争政策の強化・改善、政府間協力、国有企業と民間企業との競争条件等に関する規律について議論。  
カルテル等が行われると、貿易・投資の自由化で得られる利益が害される恐れがあるため、競争政策を強化、改善することが必要である。また、国有企業に対して政府による過度のサポートがあると民間企業との間で対等な競争条件が確保されなくなってしまう。とりわけ、途上国においては国有企業が経済活動の大きな部分を占めており、国有企業に対して一定のルールを課すことが重要。  
国有企業については、規律を課すべき国有企業の範囲(例外の範囲)、政府による支援の内容、透明性等について議論を行っている。

## <3. 知的財産>

- 特許権や著作権等の保護、模倣品や海賊版に対する取締り等に関する規律について議論。  
知的財産が適切に保護されていなければ、安心して経済活動を行うことができず、利益を適正に上げることができなくなり、新たなイノベーションを生み出すインセンティブが削がれることにもなりかねない。我が国は高い水準の知的財産保護制度を有しており、これをアジア太平洋地域に広げることの意義は非常に大きい。  
著作権保護期間、医薬品のデータ保護期間、地理的表示(GI)等について議論を行っている。

## <4. 環境>

- 貿易・投資促進のために環境基準を緩和しないこと等に関する規律について議論。

貿易や投資の促進と環境保全を両立させようという、21世紀型の分野。

そもそも環境については、WTOの枠内とは別に様々な国際条約が存在し、それも伝統的な自然環境に関するものから、近年の新しい分野である生物多様性など、まさに多様な条約があり、それらとTPPとの関係の整理などについて議論を行っている。

## <5. 労働>

- 貿易・投資促進のために労働基準を緩和しないこと、国際的に認められた労働者の権利の保護等に向けた規律について議論。

不当な労働条件で労働者を雇用し経済活動をするのが認められれば、雇用に係る厳しい規制を課せられている国の企業は対等な条件で競争することができなくなってしまう。

国際労働機関(ILO)の労働基本権を遵守する、貿易・投資促進のために労働基準を緩和しないといったルールについて議論を行っている。

## <6. 投資(※)>

- 内外投資家の無差別原則や投資家対国の紛争解決手続(ISDS)の扱い等に関する規律と共に、市場アクセスの改善について議論。

投資家保護に係るルール等を定めるとともに、なるべく自由に投資活動ができるようにすることにより、TPP域内におけるグローバルバリューチェーンの構築がより一層促されることとなる。

投資アクセスの自由化、内外投資家の無差別原則、違法な収用や特定履行要求の禁止等について議論されている。ISDSは、投資家による予見可能性を確保することで投資を促進すること、協定内容の履行を担保すること等の観点から、これまで各国が締結した多くの投資関連協定においてこの条項が盛り込まれている。国の主権を損なうような形でISDSが導入されるようなことがないよう留意しつつ交渉に当たっている。

## <7. サービス(越境サービス・金融サービス)(※)>

### ○ サービスに係る規律と共に、市場アクセスの改善について議論。

自由で公正なサービス産業のマーケットを構築することは、我が国サービス産業の海外展開を促進するとともに、途上国の国民の生活水準の向上にもつながるものである。

国境を越えるサービスの提供に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるための議論が行われている。

金融分野の国境を越えるサービスの提供については、金融サービス分野に特有の定義やルールを定めることが必要であることから、独自に章立てして議論が行われている。

## <8. 政府調達(※)>

### ○ 政府による物品・サービスの調達に関する内国民待遇原則や入札手続等に関する規律と共に、市場アクセスの改善について議論。

新興国の政府調達市場が開放されることにより、新興国のインフラ市場等に我が国企業が参入する機会が増えるものと期待される。

既存のWTOの政府調達協定(GPA)に入っている日本、アメリカ、カナダ、シンガポールの4ヶ国以外の国において共通のルールのもとで政府調達市場が開放されることになり、我が国がTPP参加によって大きなメリットを受ける分野の1つとなっている。我が国はこの分野では開放が進んでいる国であり、攻めの分野となっている。

## <9. 一時的入国(※)>

### ○ ビジネス関係者の入国、一時的な滞在の手続等に関する規律と共に、滞在要件等の改善について議論。

一定の要件を満たせばビジネス関係者が入国、滞在できることが予め明らかになっていれば、安心して貿易・投資等の経済活動を行うことができる。

各国はビジネスに従事する自然人の入国及び一時的滞在の要件等についてオファーを行い、それに対して追加、修正等をリクエストする形で交渉が進んでいる。

## <10. 電子商取引>

- デジタル・プロダクトに対する無差別待遇等、電子商取引の環境を整備するための規律について議論。

電子商取引市場は急成長しており、今後も市場の拡大が見込まれる分野であるとともに、中小企業が国際展開を図るに当たり有効に活用できるツールである。電子商取引には通常のモノの取引とは違った特有の取引形態があるため、同分野独自のルールを定めることによって、取引の円滑化を図る必要がある。

デジタル・プロダクトに対する関税の扱い、無差別待遇、自由な情報流通の確保等の電子商取引の環境を整備するためのルールについて議論が行われている。

## <11. SPS(衛生と植物防疫のための措置)>

- 食品の安全を確保し、動植物の病害を防止するための措置の実施に関する規律について議論。

SPSは、Sanitary and Phytosanitary Measures(衛生と植物防疫のための措置)で、検疫だけでなく、最終製品の規格、生産方法、リスク評価方法など、食品安全や、動植物の健康に関する措置(SPS措置)を対象としているもの。

WTO協定の附属書の1つとしてSPS協定が既にあり、大枠としてはそれを踏まえた議論がなされている。食の安全に関する我が国の制度の変更を求められるような議論は行われていない。

## <12. TBT(貿易の技術的障害)>

- 安全や環境保全等の目的から定められる、製品の特質やその生産工程等についての規格や基準に関する規律について議論。

本来安全や環境保全等の目的で定められる規格や基準が円滑な貿易を阻害する効果をもたらすことがあるため、規格等が貿易の不必要な障害とならないようにルールを定める必要がある。

WTO協定の付属書の1つとしてTBT協定というものが既にあり、大枠としてはそれを踏まえた議論が行われている。

### <13. 原産地規則>

- **累積のルールを含め、TPP協定上適用される関税率の対象となる「締約国で生産された産品」として認められる基準や原産品であることを証明するための証明制度等に関する規律について議論。**

原産地＝物品の「国籍」を決定するためのルールである。現在は、複数の国にまたがって生産が行われる物品が数多く存在することから、関税政策等の適用・不適用が物品の原産地に依存するケースが多いので、ルールを決める必要がある。部品調達や生産ネットワークのグローバルサプライチェーンが進展する中で、各国の原産地規則がバラバラであると、それ自体自由貿易の流れを阻害しかねない。たとえば同一物品の原産地が仕向け国によって異なるといった不合理な事態が発生し、貿易活動の予見可能性を低下させる。したがって、TPPのような比較的多くの国が参加する地域協定でこのルールを共通化することの意味は非常に大きい。原産地規則の共通ルール化により、TPP参加国間で生産、サプライチェーンを促進し、大企業だけでなく中小企業もより活動しやすくなる。

原産地規則は、テキスト本文に記載される基本的ルールの部分とPSR(Product Specific Rules)という個別品目毎のルール決めがある。

### <14. 電気通信サービス>

- **通信インフラを有する主要な電気通信サービス提供者への義務等について議論。**

主要な電気通信サービス提供者の通信インフラへの接続ルール等を整備し、新興国においても新規参入を容易とすることで、TPP域内において安価で質の高い電気通信サービス提供が可能となる。相互接続、コロケーション(既存電気通信設備への第三者による設備設置)等のルールが議論対象。

### <15. 中小企業>

- **中小企業がTPPを活用するために必要な情報の提供や中小企業にとってのTPPの有用性に係る定期的なレビュー等について議論。**

TPPは中小企業の国際展開にも大いに貢献するツールであることから、中小企業がTPPの恩恵を十分に享受できるようなサポート体制を構築する必要がある。

中小企業がTPPを活用するために必要な情報の提供方法や、協定発効後にTPPが中小企業にとって有効に機能しているかを定期的にレビューする仕組みの創設等について規定される。